

# 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の概要

## 1 事業の目的

本事業は、私立大学が、各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対して重点的かつ総合的に補助を行う事業であり、もってわが国の科学技術の進展に寄与するものである。

## 2 事業の内容

各大学が最先端の研究や地域に根差した研究などの観点から研究プロジェクトを計画・申請し、文部科学省が審査の上で選定を行い、当該プロジェクトを遂行するための研究拠点に対して、研究施設・設備整備費や研究費を一体的に補助する。

## 3 研究期間及び支援措置

### (1) 研究期間

- ・ 「研究拠点を形成する研究」：原則、5年間
  - ・ 「大学の特色を活かした研究」
  - ・ 「地域に根差した研究」
  - ・ 3年目に中間評価、最終年度に事後評価を行う（3年以下の事業は事後評価のみ）
- } : 原則、3年間

継続事業については、制度として実施しない。

「私立大学学術研究高度化推進事業」により選定された事業を引き続き実施する場合は、新規事業として申請する。

### (2) 支援措置

#### ○ 研究施設

- ・ プロジェクトに必要な施設の新增改築、改造工事
- ・ 補助対象：事業経費1000万円以上
- ・ 補助率1/2以内
- ・ 原則、初年度の整備のみ補助

#### ○ 研究装置・研究設備

- ・ プロジェクトに必要な機械、器具等
- ・ 補助対象：事業経費（研究装置）4,000万円以上

（研究設備）500万円（図書は100万円）以上

- ・ 補助率：（研究装置） 1 / 2 以内  
（研究設備） 2 / 3 以内
- ・ 初年度から 3 年目までの整備を補助

○ 研究費

申請した研究期間中の教育研究経費支出、アルバイト関係支出、設備関係支出（1 個又は 1 組の価格が 5 0 0 万円未満）及び P・D / R・A 経費

- ・ 補助上限 1 億円（「研究費のみ」のプロジェクトは 3, 0 0 0 万円）
- ・ 補助率 1 / 2 以内

#### 4 事業の採択について

（1）評価項目

- ① 研究プロジェクトの意義と必要性
- ② 研究内容の妥当性
- ③ 研究組織の妥当性
- ④ 事業費の妥当性

（2）選定手続き

外部の学識経験者で構成する「私立大学戦略的研究基盤形成支援検討会」において審査のうえ選定する。

（3）補助の方法

選定された学校は、文部科学省に計画調書等を提出し補助を受ける。

ただし、研究費については、日本私立学校振興・共済事業団に申請し補助を受ける。